

務	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

運 免 第 1 0 6 7 号

令 和 5 年 3 月 2 9 日

交通部内各所属長
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

運転適性相談の充実・強化について

青森県運転免許センター（弘前自動車運転免許試験場を含む。）及び警察署（八戸自動車運転免許試験場及びむつ自動車運転免許試験場を含む。以下「運転免許センター等」という。）の運転適性相談窓口（以下「相談窓口」という。）において実施されている運転適性相談（以下「相談」という。）については、これまでも障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者の運転免許の取得又は運転免許証の更新等に関し、運転者本人のみならず、その家族等からの相談にも対応しているほか、高齢運転者及びその家族等に対し、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な助言・指導や自主返納に対する各種支援施策の教示等を行っているところである。

本県警察においては、下記のとおり、相談を受ける機会の拡大を図るとともに、相談終了後の継続把握・継続対応等に努められたい。

なお、「運転適性相談の充実・強化について（平成29年10月13日付け青警本運免第643号）」は廃止する。

記

1 相談を受ける機会の拡大

相談を必要とする高齢者等の中には、時間的、場所的な制約や個別の事情により、既設の相談窓口において相談を受けることが困難な者がいることから、以下の方法を参考に高齢者等の負担の軽減に配慮しつつ、相談を受ける機会の拡大を図ること。

(1) 相談窓口の周知

相談に関しては、安全運転相談ダイヤル「#8080（シャープハレバレ）」が運用されていることのほか、高齢者本人だけでなく、その家族等からの相談も受け付けていることについて、県警察のホームページ、ポスター及びリーフレット等各種広報媒体を活用して周知することにより、相談窓口をより身近に感じてもらい、積極的に利用してもらうこと。

(2) 声掛けからの相談の実施

運転免許証の更新等のため運転免許センター等に来所する高齢者等に対し、積極的に声掛けを行い、更新手続等に関する教示や補助と併せて、相談を受け付けている旨を案内し、相談の申出があった場合には、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な指導・助言や、運転免許証の自主返納制度及び

自主返納者等に対する各種支援施策に関する教示を行うこと。

(3) 訪問による相談の実施

平素から高齢者と接する機会の多い民生委員や社会福祉士等の福祉関係者を始め、地域の関係機関・団体等と連携し、高齢者が集まりやすい町内会・自治会や老人クラブ等の集い、公民館・老人ホーム等の施設を訪問し、上記(2)と同様の指導・助言や教示を行うこと。

(4) 巡回による相談の実施

相談を必要とする高齢者等は、必ずしも運転免許センター等の近隣に居住していないなどの事情により、運転免許センター等へ来所せず、相談の申出を断念する場合も考えられる。このため、管内における高齢者の生活状況、公共交通機関の整備状況等を踏まえ、運転免許センター等への来所が困難な高齢者が多く居住する地域を重点として、当該地域を管轄する警察署を計画的に巡回し、高齢者等から積極的に相談を受け付け、上記(2)と同様の指導・助言や教示を行うこと。

なお、巡回先となる警察署等においては、巡回相談の実実施計画等についてあらかじめ管内住民に周知し、予約の受付・調整を行うなどして、効率的に、より多くの高齢者等の相談を受け付けることができるよう取り計らうこと。

2 青森県運転免許センターへの専門性の高い職員の配置に関する検討等

高齢化の進展に伴い、今後、高齢者等からの相談の増加や相談内容の複雑化が更に進むことが予想される。

加齢に伴う身体機能の低下には個人差があり、高齢者の運転能力にも個人差があることから、安全運転ができる者については、機械的に自主返納制度等についての教示を行うのではなく、これまで行っている「気づきを促す安全教育」に加え、例えば、

- 体調がすぐれないときの運転はしない
- 夜間の運転はしない
- 雨や雪の日に運転はしない
- 不慣れな道路や長距離、長時間の運転はしない
- 高速道路での運転はしない

といった補償運転等を促すほか、先進安全技術を搭載した安全運転サポート車を紹介するなど、安全運転の継続に必要な助言を行い、運転継続を支援していくことが重要である。

一方、高齢者の中には長年の運転経験からくる過信や日常生活におけるマイカーへの依存から、自動車等の安全な運転に支障を及ぼす状態にあっても、運転の中止や自主返納を行わない者がいることも考えられる。

このため、運転免許課においては、高齢者講習指導員に準じて運転指導を行うことができる職員や、医療・介護・福祉の専門的な見地から相談業務に従事する職員の要請・配置を検討すること。

3 相談終了後の継続把握・継続対応

相談終了後は、運転免許課において運転適性相談者名簿等により一元的に管理されているところ、特に運転能力が低下し、安全運転の継続が困難ではないかと疑われるにもかかわらず、運転の中止や自主返納を行わない者については、運転免許課と警察署の連携により相談終了後も定期又は不定期に、相談者本人又はその家族等

に連絡を取り、その後の運転状況等を継続的に把握するとともに、必要に応じて、臨時適性検査を行うなど適時適切な対応に努めること。

4 関係機関・団体等との連携の更なる強化

相談を必要とする高齢者等の取扱いに関し、運転免許課等本部関係所属及び警察署は、地方公共団体福祉部局（地域包括支援センター等）を始め、地域の医療・介護機関等で開催する各種会合等への出席や、相互の連絡窓口の設定に努め、更なる連携強化を進めること。

特に、上記の関係機関・団体等を訪れた高齢運転者の中で、頻繁に交通事故を起こしている状況がうかがわれる者、加齢に伴い身体機能が低下しているにもかかわらず運転を継続している者、その家族等が本人の運転中止を強く求めている者などが把握された場合には、個人情報取扱い等に配慮しつつ、速やかに情報共有が図られる枠組みの構築に努めること。

担当：運 転 免 許 課
運 転 免 許 管 理 係
高 齢 運 転 者 等 支 援 係